
令和3年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年2月10日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭	
	11番	山根	祐一				

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹		
	荻原	晴雄	栄田	正温		
	井上	善雅	上田	正人		
	佐藤	洋一	山本	知司		
	上月	清	保田	公範		
	公賀	義高	白岩	義広		

4. 欠席委員 小椋 武 田中 正則 西村 昭二 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 5番 小林 孝 | 6番 谷尾 友枝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、田中委員、西村推進委員、竹内推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和3年度第11回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番 小林孝委員、6番 谷尾友枝委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。8ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は35件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。14ページをご覧ください。

国土交通省災害復旧工事の資材置場及び現場事務所、県河川維持関係工事の仮設道路及び土砂仮置場です。どちらも事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号25-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。 受付番号25-1について説明をします。 【議案第1号 受付番号25-1 朗読後、説明】 土地の所在地 池田地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 3,010 m ² 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、譲受人が譲渡人に譲ってもらえないかと話をされ、譲渡人も誰かに売りたいかという意向もあり、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は年間を通じて農業に従事しておられます。主に水稻を栽培されており、この度取得される農地も水稻を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね500m程度であり問題はないと思われれます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われれます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、400アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
山寄委員	9番の山寄です。議案番号1号、受付番号25-1について調査報告を致します。2月2日に譲渡人に電話による聞き取り調査を行いました。本人は、約30年前は両親と暮らしておられましたが、現在は、仕事の関係で鳥取市内に暮らしておられます。農地はご両親が維持管理されておられましたが、お二方とも15年以上前に他界されました。その農地を相続され第三者に耕作委託し、管理され

山寄委員	<p>ておられましたが、昨年の秋、耕作受託者から令和4年以降は受託できない旨の申し出があり、他の受託者を探されたものが見つからず、売却の気持ちが強くなり、隣接地を耕作している譲受人に話したところ話がまとまったものです。</p> <p>一方の譲受人にも話を伺うことができました。知らない人からの申し出ではなく3反程度であれば耕作することは可能と判断し、購入を決められたとのことでした。また、双方合意で間違いのないとも伺いました。問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号26-2、27-3です。関連しますので、事務局は一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、受付番号26-2について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号26-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 43 m² 権利の種類は、所有権移転交換です。</p> <p>理由につきましては、以前より譲受人と譲渡人で交換を合意されていましたが手続きを行っていなかったため、この度正式に交換の手続きをして所有権移転登記をするというものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地で主に水稻と野菜を栽培されています。通作については、自宅から400m程度であり問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、50年以上農業に従事され、冬場を除いて年間を通じて農作業に従事されておりますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積</p>

事務局

は、24アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では隣接する自己所有農地と同様、水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

続いて、受付番号27-3について説明をします。

【議案第1号 受付番号27-3 朗読後、説明】

土地の所在地 郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 25㎡

権利の種類は、所有権移転交換です。

受付番号26-2の申請地との交換農地です。理由につきましては、先ほどの説明のとおり、以前より譲受人と譲渡人で交換を合意されていましたが手続きを行っていなかったため、この度正式に交換の手続きをして所有権移転登記をするというものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は自己所有農地で主に水稻と野菜を栽培されています。通作については、自宅から500m程度であり問題はないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、60年以上農業に従事され、冬場を除いて年間を通じて農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま

す。次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、29アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では隣接する自己所有農地と一体で使用し野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いました。受付番号26-2、27-3について報告します。

この件につきまして、申請人のお二人は、行政書士の●●さんを代理人としています。2月3日に●●行政書士に電話で聞き取りを行いました。●●さんからは、申請人のお二人のお父さんの代からこの話があり、現在、仮登記がされていると伺いました。事務局の説明のとおり、正式に農地を交換したいとのことであります。これは約束がされていたことについて、この度、正式に登記を行うものでございますので問題ないと考えます。皆様のご意見をいただき判断したいと思います。以上です。

- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。受付番号 26-2、27-3 について一括して採決とします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。受付番号 26-2、27-3 については、申請どおり決定といたします。
以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
- 議長（会長） 続きまして日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
- 事務局 議案書の2ページをご覧ください。
議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。
八頭町長から令和4年1月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。
今月は通常の利用権が、新規3件、更新15件、合計18件です。面積は、田が38,032㎡（24筆）、畑が289㎡（2筆）で、合計38,321㎡（26筆）です。
また、中間管理事業分が、新規12件、更新19件、合計31件です。面積は田が92,998㎡（60筆）、畑が1,080㎡（2筆）で、合計94,078（62筆）㎡です。
すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
- 議長（会長） 通常の利用権設定分、受付番号 113-13 から 115-15 を除く、101-1 から 118-18 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

-
- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員一同 | (質疑なし) |
| 議長 (会長) | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 (会長) | 賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 113-13 から 115-15 を除く、101-1 から 118-18 について、申請どおり決定します。
続きまして、受付番号113-13から115-15についての審議ですが、これは公賀推進委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により公賀推進委員は一時退席をお願いします。

(公賀推進委員退席)

それでは受付番号113-13から115-15について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | (質疑なし) |
| 議長 (会長) | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 (会長) | 賛成多数と認めます。受付番号 113-13 から 115-15 について申請どおり決定します。公賀推進委員は入室してください。

(公賀推進委員入室)

続きまして、中間管理事業分 受付番号 235-1 から 265-31 について審議を行います。
この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | (質疑なし) |
-

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 235-1 から 265-31 について申請どおり決定します。 以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。
事務局	続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。 議案書の10ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年1月14日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 352-1 から 404-53 について説明します。 先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 94,078 m ² （62筆）と、既に機構へ貸付けられている農地 93,777 m ² （48筆）の合計 187,855 m ² （110筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人4社へ 164,292 m ² （81筆）、その他8名の個人耕作者へ 41,563 m ² （29筆）を配分するものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号 352-1 から 404-53 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号 352-1 から 404-53 につきまして、申請どおり決定します。 以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

議長（会長）	続きますして、日程第6 議案第4号 その他について、事務局より説明願います。
事務局	<ul style="list-style-type: none">●令和4年度農業委員会の開催予定について●八頭町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(第10回定例会関係)●八頭町農業振興地域整備計画の見直しについて●資料提供等<ul style="list-style-type: none">・農地転用における第3種農地の要件について・令和3年度八頭町主食用米次期作支援事業について・令和3年度各地域別米の生産数量実績について・八頭町議会議員政治倫理審査会の調査請求に対する意見書について・八頭町議会議長からの調査事項について・男女共同参画啓発講座の延期について●無断転用に係る非農地証明申請書の取扱い等について●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は3月11日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。 終了（15時30分）
